

コミュニティバス予算の地域公共交通会議への編入について

1 目的

地域公共交通活性化及び再生に関する法律、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正に伴い、地域内フィーダー系統補助金の交付方法に変更があり、令和4年度以降（令和4年度から令和6年度は移行期間）は、地域公共交通会議が補助金の交付先となった。

今回の改正を契機に地域公共交通会議が事業主体（各種交通計画の策定・協議・実施・評価）として公共交通に係る各種施策を実施するため、現在は市の予算とするコミュニティバス関連分を地域公共交通会議に編入するもの。

現在の予算執行主体及び決算額（イメージとしてR2決算額を記載）

種別	予算の執行主体		
	コミュニティバス	基幹バス	住民バス
現行	市	地域公共交通会議	地域公共交通会議
編入後（R4以降）	地域公共交通会議	地域公共交通会議	地域公共交通会議

公共交通維持・活性化事業決算額		編入予算
名称・節	令和2年度	
需用費（11節）	404,854円	コミュニティバス分の関連費を編入
負担金（19節）	250,230,942円	_____
コミュニティバス分費	61,747,930円	コミュニティバス分費であるため全額編入
交通会議分費	188,733,012円	_____
振込事務費	5,390円	
基幹バス分	182,717,000円	
住民バス分	3,080,000円	
乗継環境費	392,700円	
利用促進費	2,537,922円	

地域公共交通会議へ編入する予算は、上表の決算額を例とした場合、「需用費」の関係分（市の備品管理費などは除く。）及び「負担金」のコミュニティバス分費の全額とする。

2 実施時期

令和4年度予算から実施

<参考①> 瀬戸市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、瀬戸市における住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事業を行うため、瀬戸市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(事業)

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 市における公共交通のあり方に関する協議
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃、料金等に関する協議
- (3) 市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する協議
- (4) 法第5条の規定に基づく地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の作成並びに変更に関する協議及び当該計画に位置付けられた事業の実施並びに実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

以下省略

<参考②> 地域内フィーダー系統補助金の流れ

改正概要	< 補助金の交付フローの改正 >				
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度以降（R4～6年は経過措置期間）
フロー図					
ポイント	補助金の交付先は、交通会議又はバス事業者のいずれかを選択できる。 本市では、交通会議が申請し、バス事業者（名鉄バス）が交付先となっている。				補助金の交付先は、交通会議のみとなり、バス事業者は交付先から除かれる。 理由は、 <u>交通会議を事業の実施主体として明確化</u> し、補助金の申請と交付先を一本化するため。